

# 議案第107号 小松島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

## 《改正の趣旨》

令和2年人事院勧告等に基づき、任期付職員の期末手当の支給月数を改めるもの。

②令和2年12月の期末手当の支給月数を0.05月分減額

③令和3年6月以降の期末手当の支給月数を現行のものから合計0.05月分減額し、6月と12月に平準化

### 小松島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成24年小松島市条例第4号)新旧対照表【第1条関係】

現行	改正後(案)	備考
(小松島市職員の給与に関する条例の適用除外等) 第5条 (略) 2 任期付職員に対する給与条例第20条第2項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の130</u> 」とあるのは、「 <u>100分の170</u> 」とする。	(小松島市職員の給与に関する条例の適用除外等) 第5条 (略) 2 任期付職員に対する給与条例第20条第2項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは、「 <u>100分の165</u> 」とする。	改正

### 小松島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成24年小松島市条例第4号)新旧対照表【第2条関係】

現行(改正条例第1条の規定による改正後の規定)	改正後(案)	備考
(小松島市職員の給与に関する条例の適用除外等) 第5条 (略) 2 任期付職員に対する給与条例第20条第2項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは、「 <u>100分の165</u> 」とする。	(小松島市職員の給与に関する条例の適用除外等) 第5条 (略) 2 任期付職員に対する給与条例第20条第2項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは、「 <u>100分の167.5</u> 」とする。	改正